資料1

STEP3　統合準備協議会について

再編に向けたプロセス（地域協議の流れ）

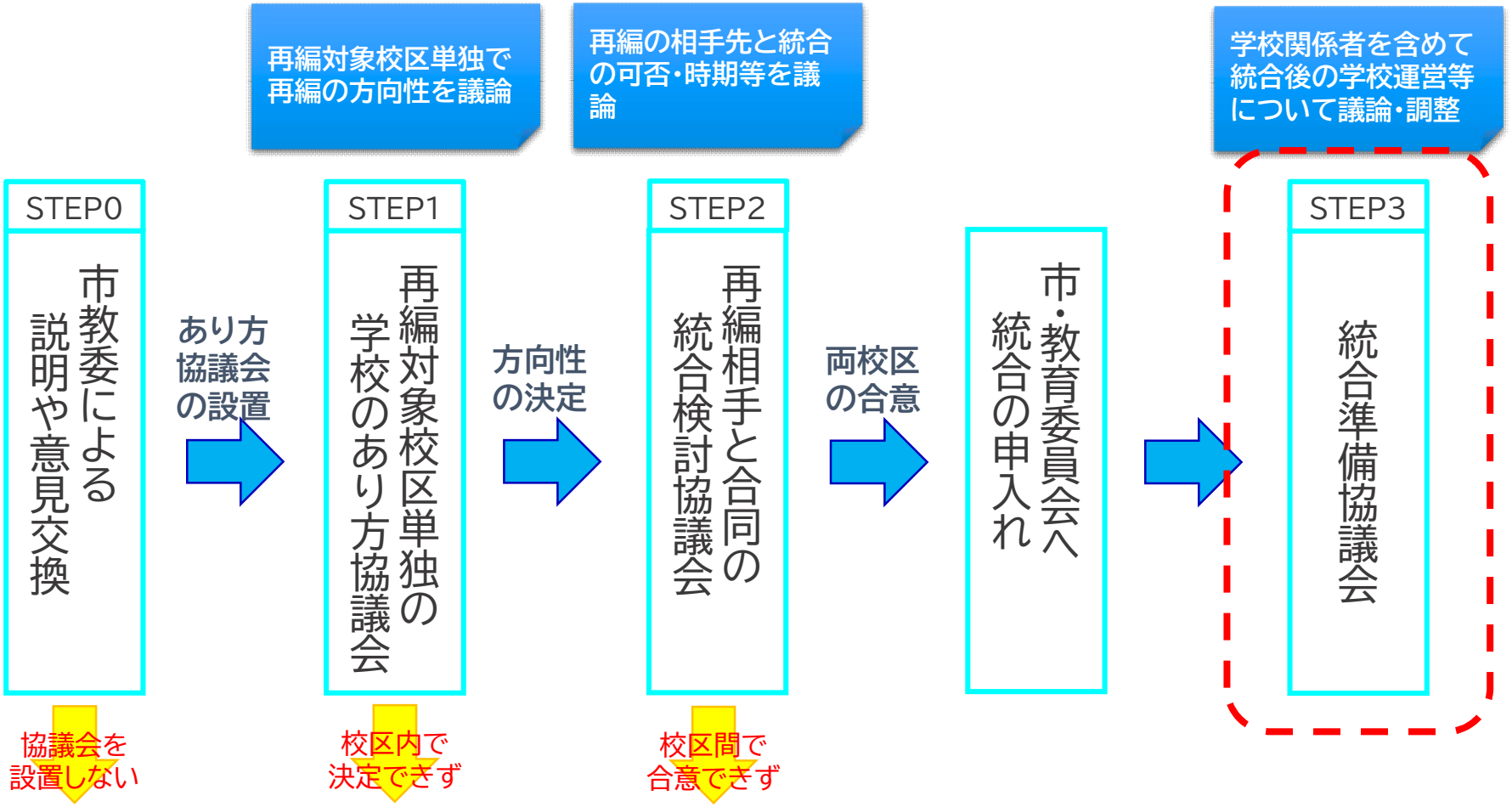

市と断続的に対話を継続し、児童生徒数の推移を見ながら改めて協議会の設置や統合の可否等について判断

STEP3　統合準備協議会の目的と進め方

STEP3　統合準備協議会は、統合の合意形成がされた後に、円滑な統合を進めることを目的として、次のことに取組みます。

1　統合までに協議・調整する必要がある事項について整理します。

2　協議・調整項目について、**協議の主体**や**決定期限**を確認します。

3　協議会以外で調整することについては、**各団体・機関で意見集約**などを行ったのち、協議・調整結果について**協議会に報告**を行います。また、**協議会で調整すること**については、**協議会で合意形成**を行います。

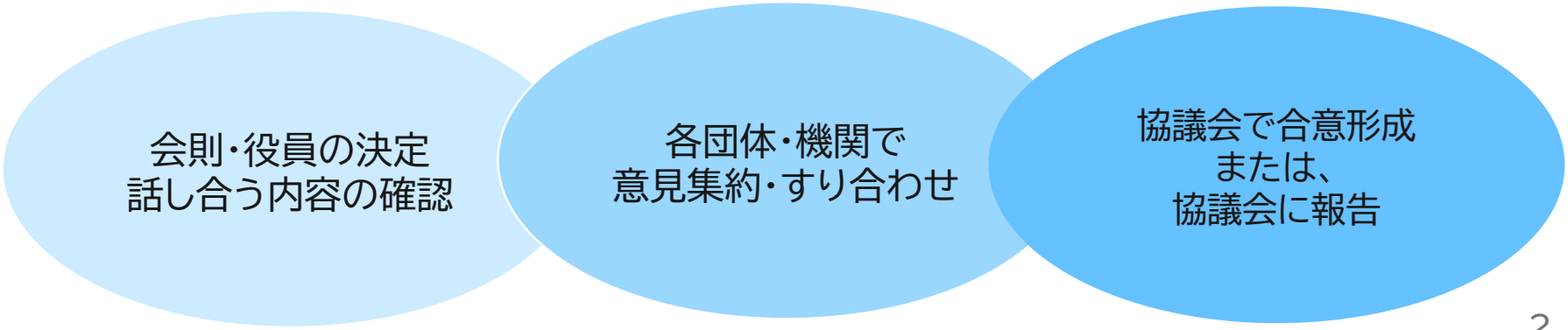

STEP3　統合準備協議会の具体的な進め方

会則・役員の決定
話し合う内容の確認

■　第1回協議会は、会則や役員、予算などを決めて、正式に協議会を設立します。
■　委員は、統合検討協議会からの推薦者と学校関係者の10名程度で構成します。
■　協議会や各団体で協議・調整する内容について確認します。
■　各内容を、あらかじめいつ頃までに意見集約するか決めておきます。

各団体・機関で
意見集約・すり合わせ

■　協議会・各団体で話し合いを進め、意見集約・合意形成します。
■　これまでの例では、スクールバスについては協議会で、体操服や名札、細かな学用品は学校・PTA間で、学校行事は学校間で、PTA組織についてはPTA間で協議しています。
■　必要に応じて、市長部局（健全育成・交通担当課など）が説明にまいります。

協議会で合意形成
協議会に報告

■　協議会で決めなければいけないことは協議会に諮り、各団体で合意形成が可能な内容であれば、協議会へ報告する方式を取ります。

令和8年4月の統合に向けて、地域・保護者・学校・市教委が一体となり
話し合いを進めます。

協議会への市のサポート

事務局として市が行う支援の内容

- 話し合うために必要な資料をご用意します。
- 地域の皆さんへの広報活動として、協議会だよりを作成いたします。
- 協議会の運営に必要な費用を補助します。

※金額及び回数には限りがあります。

※イメージ図